

国際シンポジウム 民事手続法の継受と伝播

・はじめに

出口 雅 久

・アレッシュ・ガーリック

伝播、連続性そして変革の間でのスロベニア民事訴訟法

出口雅久・本間 学（共訳）

・キャロル・ヴァイツ

ポーランド民事手続法の展開についての継受の意味

森 勇（訳）

・ヴィタタス・ネクロシウス

バルト三国における民事訴訟改正の動向

安達栄司（訳）

・レーモ・カポーニ

訴訟法の受容と伝播 “無境界的”客体についての一考察

出口雅久・小西菜穂子（共訳）

・ブルクハルト・ヘス

国内的独自性とヨーロッパでの適応強制の狭間におけるドイツ民事訴訟法

松本博之（訳）

・日本の民事訴訟法からのコメント

松本博之

・はじめに

2009年3月26日から28日まで本学朱雀キャンパスにおいて「民事手続法の継受と伝播」と題する国際シンポジウムが開催された（この国際シンポジウムの経緯について詳細は、立命館ニューズレター Nr. 58号11頁以下参照）。今回は、とりわけ、新しい欧州連合の加盟国から、スロベニア・アレッシュ・ガーリック教授（リュブリャナ大学法学部）、ポーランド・キャロル・ヴァイツ教授（ワルシャワ大学法学部）、リトアニア・ピタウタス・ネクロシウス教授（ビルニュウス大学法学部長）という三名

の若手研究者を招聘し、そして、本学の協定大学であり、比較民事訴訟法の聖地であるイタリア・フィレンツェよりレーモ・カポーニ教授(フィレンツェ工科大学法学部)、さらには、ドイツ国際手続法学会・新理事長に就任したばかりのドイツ・ブルクハルト・ヘス教授(ハイデルベルク大学法学部)を招聘し、研究資金の関係で原則として会議用語をドイツ語とする国際シンポジウムを開催してみた。

実は、2006年に開催した国際訴訟法学会・京都大会では、英語と日本語を会議用語として使用した。同会議では、優秀な同時通訳と事前の若手研究者による献身的な翻訳作業の結果、かなり高度な学術会議として議論内容も充実していた。世界の二大法体系であるシビルローとコモンローを比較研究しようとする、いわゆる異種法体系の比較法学的な研究にとっては、英語という国際言語でもその役割は十分に果たせるし、また国際情勢からもそうせざるを得ない状況下にある。しかし、やはり大陸法独特の法体系、とりわけ訴訟原則を比較法的な観点から細かく議論していくためには、学術用語としてドイツ語は極めて明晰な言語体系を有しており、日本人のようなドイツ語を母国語としない研究者にとっても報告趣旨、質問内容がかなり正確に伝達することが、今回の国際シンポジウムでも再認識されたのではないかと考える¹⁾。

まず3月27日が今回の国際シンポジウムのメインイベントであるが、最初の報告は、スロベニア・リュブリャナ大学法学部のアレシュ・ガーリック教授であった。スロベニアは、もともとハプスブルク帝国の一部であったが、ハプスブルク帝国の崩壊を受けて、ユーゴスラビア王国の樹立後に、当時最新の民事訴訟法典であったオーストリア法の継受を決断するという極めて歴

1) ちなみに、ドイツ民事訴訟法学会やドイツ国際手続法学会(例外的に外国では英語で開催)がドイツ・オーストリー・スイスほか、日本、韓国、ギリシャ、ハンガリー、スロベニア、ポーランド、リトアニア、トルコなどドイツ法系による民事訴訟法担当者によって主としてドイツ語で大陸法の共通問題意識について議論することが伝統的に行われてきており、たとえば、2009年3月の国際手続法学会・オックスフォード大会などのように、その補完として英語による報告や討議が企画されている。

史的にみれば、例外的な経緯を辿った国の一つである²⁾。本来であれば、ユーゴスラビアはセルビアの君主体制であったため、ユーゴスラビアの立法者は、セルビア法の継受も決断することも期待できたわけである。セルビアは、第一次大戦の勝者として登場し、ユーゴスラビア王国樹立の際に、セルビア王国の領土をスロベニア国民が居住していた、かつてのハプスブルク帝国（第一次大戦の敗者）の一部にまで拡大したものと考えられている。比較法的には、戦争の結果、版図を拡大した戦勝国が、自らの法制度を併合した領域に拡大せず、むしろ戦勝国の権力が併合した領域の法をその全版図に継受することは、極めて特異な状況であると評価することができる³⁾。ユーゴスラビアの立法者が、オーストリア民事訴訟法の継受を全国家領域について決断した理由は、疑いなく、この法律が近代的なものと考えられていた点に求められる⁴⁾。ただし、スロベニアとクロアチアの若干の領域については、従前からの妥当していた法が連続することを厳密には意味していたのである。

さて、ユーゴスラビア社会主義時代の法制度は大幅な改革をもたらしたが、ユーゴスラビアの政治・経済システムは、いわゆる「東側ブロック」の国家とは内容的にかなり異なっていた点を看過してはならない。ユーゴスラビアの「緩和された社会主義」は、人権保障、西側との人的、経済的、社会的関係、学校教育における英語やドイツ語の重要性などに端的に現れ

2) アレッシュ・ガーリック著/出口雅久・本間学共訳「伝播、連続性そして変革の間でのスロベニア民事訴訟法」立命館法学326号(2009年)1.1。なお、ヴァルター・レヒベルガー著/出口雅久・本間学共訳「フランツ・クラインの思想とそのヨーロッパにおける民事訴訟法の展開に対する意義」立命館法学320号(2009年)233頁以下参照。

3) ガーリック・前掲論文1.2;ヴァルター・レヒベルガー著/出口雅久・本間学共訳「フランツ・クラインの思想とそのヨーロッパにおける民事訴訟法の展開に対する意義」立命館法学320号(2009年)233頁参照。この点については、2009年9月に立命館大学法学部客員教授として夏期集中講義を担当された韓国民事訴訟法学会・李鎬元会長との日韓比較民事訴訟法の議論の中でも「韓国法制度の近代化」という観点からしばしば話題になったテーマである。

4) ガーリック・前掲論文1.2。

ている。したがって、他の東欧諸国と異なり、民事訴訟法に対するイデオロギー的な負担はさほど感じられなかった⁵⁾。1991年にスロベニアが独立した後は、民主主義的制度および市場経済への転換が図られた結果、たとえば、訴訟遅延の問題が表面化した。ここでも興味深い現象が看取されている。すなわち、訴訟遅延をめぐる議論が、英米法的な受動的裁判官かソビエト的な能動的裁判官かという極めて単純な議論として展開されていたため、むしろ純粋な弁論主義が導入されたことである⁶⁾。

ガーリック教授とは、ヨーロッパ各地、カナダおよびブラジルでの学会で毎年のようにお会いし、2006年国際訴訟法学会・京都大会にも参加していただいている。同教授は憲法裁判所のリーガルアドバイザーも兼任している。スロベニアという地政学的な位置から、語学能力に非常に長けた若手の研究者である。

第二報告は、ポーランド・ワルシャワ大学法学部のキャロル・ヴァイツ教授である。ヴァイツ教授は、弱冠34歳で伝統あるワルシャワ大学法学部の正教授の職に就き、現在ポーランド最高裁判事として活躍しているタデウス・エレチンスキー教授の高弟であり、ポーランド法学界を担っていく新進気鋭の学者である。ポーランドは、19世紀の大法典化時代においてヨーロッパの歴史の中でプロイセン、オーストリア、ロシアの中に埋没し、ポーランドという国家さえ存在せず、その支配地域ごとの民事訴訟法典の影響下にあったが、その後、ハンガリー、ドイツ、オーストリアの影響下に民事訴訟法典が策定された国である。すなわち、プロイセン(後にドイツ)の支配地域では、1877年のドイツ民事訴訟法が施行され、ロシアの支配地域中、いわゆる「ポーランド会議」(1895年)の地域では、1864年のロシア裁判所手続法(しかし、その母法はフランス民事訴訟法である)が、そしてオーストリアの支配地域では、ポーランドのチプスとオラバを除き(ここではハンガリー民事訴訟法が施行されていた)、1895年のオーストリア民事訴訟法が施

5) ガーリック・前掲論文1.3.

6) ガーリック・前掲論文2.2.

行されていた。すなわち、当時はポーランド民事訴訟法なるものは存在せず、外国の民事訴訟法の強制継受であった⁷⁾。1933年の旧民事訴訟法はオーストリア民事訴訟法の影響が大であり、その他、ハンガリー、スイスの民事訴訟法も間接的に影響を与えている。その後、共産主義時代におけるポーランド民事訴訟法は1989年の政治転換以来、第二次世界大戦前の古典的な民事訴訟法モデルを再活性化に務め、ADR、手続遅延の克服、集合的な権利保護が継受され、さらに2004年のEU加盟以降は、ヨーロッパ法の導入により、ポーランド民事訴訟法は他の新加盟国と同様に大幅に改革された⁸⁾。

ちなみに、2005年4月にポーランド・ワルシャワにおいて当時のドイツ国際手続法学会理事長ペーター・ゴットバルト教授(レーゲンスブルク大学法学部)は、彼がミュンヘン大学の学生時代に戦後初めて短期交換留学生としてワルシャワ大学を訪問して以来、この因縁の地においてドイツとポーランドとの和解の意味も込めてドイツ語による国際学会を開催したいとして、長年心に秘めていた企画であったことを学会の開会式の際に披露されていた。この大会の開催直前にローマ法王ヨハネス・パウロ二世が崩御され、ポーランド全体が喪に服している中、ポーランドの盟友ダデウス・エリチンスキー最高裁判事は、大会前に事故で骨折してしまった腕を包帯で支えながらドイツ国際手続法学会の開催のため、当時助手を務めていたヴァイツ教授と献身的な努力を払われていたことは、今でも脳裏に焼きついている。爾来、ゴットバルト教授のご紹介で、エリチンスキー教授およびその愛弟子であるヴァイツ氏とは交友関係を深める仲となっている。

さて、コーヒーブレイクの後の第三報告は、リトアニア・ビルニュウス大学のヴィタウタス・ネクロシュウス教授である。現在、同教授は法学部長の要職にも就いており、リトアニアを代表する法学者のひとりである。ネクロシュウス教授には、リトアニア、ラトビアおよびエストニア、いわ

7) キャロル・ヴァイツ著/森勇訳「ポーランド民事訴訟法の展開にとつての継受の意味」立命館法学326号(2009年) 以下参照。

8) キャロル・ヴァイツ著/森勇訳・前掲論文 参照。

ゆる「バルト三国における民事訴訟改正の動向」について報告していた。バルト三国の民事訴訟法の改正論議では、とりわけ民事訴訟における集中原則の実現と訴訟遅延対策が検討の中心となっている。歴史的に見ると、バルト三国の民事訴訟法はフランス民事訴訟法の影響を受けたロシア民事訴訟法を1918年に継受し、1940年以降はソビエト型の社会主義的な民事訴訟法が支配的となった。しかし、その厳しい環境の中でも独自の文化を維持しつつ、1990年以降バルト三国の再独立後には、2005年 EU 加盟を目指して民事訴訟法の抜本的な改革が進められた。とりわけ、リトアニアでは1895年のオーストリー民事訴訟法が極めて大きな影響を及ぼしており、社会主義的な民事訴訟法のモデルが選択されたことで、積極的な裁判官像、訴訟経済と集中原則の実現、訴訟遅延対策という法改正の方向性が定められた⁹⁾。

第四報告は、イタリア・フィレンツェ大学法学部レモ・カポニ教授である。題名は、訴訟法の継受と伝播：『無境界的』客体についての一考察』という一見風変わりなテーマである。イタリアでは、まずフランス民事訴訟法が受け入れられて、その結果1865年イタリア民事訴訟法が制定された。その後、ドイツ民事訴訟法が浸透し、1942年イタリア民事訴訟法として結実した。さらに、アメリカにおける ADR やクラスアクションなどにも強く影響を受け、イタリア比較訴訟法の文化が開花したとされている¹⁰⁾。ま

9) ヴィタウタス・ネクロシウス著 / 安達栄司訳「バルト三国における民事訴訟法改正の動向」立命館法学326号(2009年) 以下参照。ちなみに、私はネクロシウス教授の招聘で2007年4月にリトアニア・ビルニュウス大学で開催された国際シンポジウムにおいて、わが国に導入されたばかりの消費者団体訴訟について報告した経験がある。ビルニュウス大学法学部は16世紀に創立されたそうで、大学の建物の装飾にはラテン語で表記されたものが散見された。実は、驚くべきことには、ヨーロッパの中世の時代には、このバルト三国までがいわゆるラテン語によって講義が行われていたヨーロッパ文化圏であったようである。

10) マウロ・カベレッティ元国際訴訟法学会理事長は、カポニ教授の大先輩としてフィレンツェ大学法学部において比較民事訴訟法学研究所を設立し、その後、アメリカ・スタンフォード大学ロースクールでも教鞭をとり、アメリカ民事訴訟法学との学术交流を促進した。カベレッティについて詳細は、貝瀬幸雄「国際倒産と比較法」2003年[有斐閣]306頁以下参照。

た、イタリア民事訴訟法はブラジル民事訴訟法にも強い影響を与えている。この本国の中で報告者が最も強調したかった点は、外国法の継受の際の翻訳の問題である¹¹⁾。

カポーニ教授はドイツ・ピーレフェルド大学法学部グルンスキー門下の高弟であり、私と同じくドイツ政府より招聘されたフンボルト財団研究員でもある¹²⁾。一見すると眼光鋭く、一寸怖い顔つきであるが、とても人懐こい好人物である。私の知り合いのイタリア人で、原稿を期日までに提出する数少ない研究者の一人である。フィレンツェ大学法学部はマウロ・カペレッティ教授というイタリア比較民事訴訟法学の巨匠を生んだ比較法学のメッカであり、ニコロ・トロッカー教授やピチェンツォ・バラノ教授と並んで、カポーニ教授は将来を囑望されているイタリア比較民事訴訟法学の有力者の一人である。

最後の報告者は、ドイツ・ハイデルベルク大学法学部ブルクハルト・ヘス教授である。報告テーマは、「国内的独自性とヨーロッパでの適応強制の狭間におけるドイツ民事訴訟法」である。ドイツ民事訴訟法とオーストリー民事訴訟法との相互作用、イタリア、ギリシャおよび日本へのドイツ民事訴訟法ドグマの影響について言及した後、EU 諸国における民事司法制度のハーモナイゼーションの中で漸くドイツ民事訴訟法学がはじめて比較法学的な展開について意識し始めた点について検討を加えている。

ヘス教授との付き合いは、1989年にドイツ・パッサウ大学法学部で開催されたドイツ国際手続法学会の当時、ペーター・シュロツァー理事長

11) 「法の継受と伝播」における法律文献の翻訳の問題は、極めて重要なテーマであり、わが国においても、法務省法務総合研究所国際協力部が中心となって、いわゆる「法整備支援」が、現在、ベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア、ウズベキスタン、中国などアジア諸国を中心に展開されている。詳細は、松尾弘「良い統治と法の支配」開発法学の挑戦(2009年)96頁以下参照。

12) 私は、ある人の仲介で偶然フィレンツェ大学法学部のミケーレ・パバ教授(法学部長・刑事法)と個人的に懇意にしており、2008年3月に同大学に招聘された際に、民事訴訟法を担当するカポーニ教授とお知り合いになり、爾来、ヨーロッパの学会等でも幸運にもお会いする機会が与えられた。

(ミュンヘン大学法学部教授)の筆頭助手をされていた時に遡る。当時、筆者はフライブルク大学法学部助手として博士論文を執筆中であったが、同じ留学仲間であった畏友・中野俊一郎教授(神戸大学法学部)と一緒に同学会に参加していた。ともあれ、ヘス教授はその後、すぐにチュービンゲン大学に招聘され、現在、ハイデルベルク大学法学部においてトーマス・ファイファー副学長とともに比較民事訴訟法学の研究所を運営している。2009年3月より、ペーター・ゴットバルト教授の後任としてドイツ国際手続法学会理事長に就任している。

さて、午前の三本の外国人研究者による国別報告の後に、中央大学法科大学院森勇教授よりアレッシュ・ガーリック報告、キャロル・ヴァイツ報告およびネクロシュウス報告についてコメントがあり、参加者からも質疑応答があった。また、同じく午後の二本の国別報告の後には、大阪市立大学法学部松本博之教授(現在龍谷大学法学部)よりコメントがあり、参加者からも活発な質疑が展開された。

今回の国際シンポジウムにおいては、EU拡大に伴う新EU加盟国の民事訴訟法の現状に関する極めて重要な資料を提供していただき、いわばEU原始会員であるイタリア・ドイツからの報告者を交えてEUにおける民事訴訟法のハーモナイゼーションについても継受と伝播という観点から議論が展開され、わが国の民事訴訟法との比較検討する上で極めて示唆に富む内容であった。学年末の最も忙しい時期に当日のコメンテーター(翻訳作業も兼ねて)としてご参加いただいた松本博之教授および森勇教授、当日の報告原稿の翻訳をしていただいた安達栄司教授(成城大学法学部)、本間学准教授(朝日大学法学部)、小西菜穂子さん(フィレンツェ大学法学部留学中)に感謝申し上げたい。また当日の研究会にご参加いただいた私の指導教授である石川明教授(愛知学院大学法科大学院)にも心から感謝申し上げたい。石川明先生は、1985年にドイツ留学から帰国したばかりで右も左も分からない他大学からに入学してきた私を慶応義塾大学大学院法学研究科で暖かく迎え入れていただいた。故ペーター・アレンス教授

(フライブルク大学法学部・本学名誉博士)が慶応義塾大学の石川明先生に推薦状を書いていただいたことがきっかけで、爾来24年間も公私共に大変お世話になっている。石川明先生からの学恩に報いるためにも、本学の国際学術交流をより一層推し進めたいと考えている。

ところで、今回のような国際シンポジウムには、学術的なプログラム以外にも、リラックスした雰囲気でお互いのプライベートな側面も知り合う機会を提供するのが、主催者側の役割でもある。会議・学会を意味する Congressus というラテン語は con (共に) + gress (歩く・来る) ところを意味しているそうである。海外での国際学会の際には配偶者も含めて、必ずレセプションやエクスカージョンが行われるのが常識であるが、日本の学会ではそれほど重要視されていないようである。お隣の中国人と比べても、どうもこのあたりに日本の国際化が遅れている原因が潜んでいるように思われてならない。そこで、今回、大変厳しい日程の中で貴重な時間を割いて本国際シンポジウムに参加していただいた外国人研究者の同僚に敬意を表すると共に、日本文化に対する理解を深めていただくために、最終日28日午前中は奈良へエクスカージョンを企画し、東大寺・大仏殿・二月堂を見学した後に、奈良県立新公会堂において、ブルクハルト・ヘス (ハイデルベルク大学教授) による「民事および商事事件に関する調停指令 2008/52/EG の国内法化と題するセミナー」を開催した。少人数によるワークショップ的な試みであったが、ヨーロッパにおける ADR の現状について白熱した議論が展開された。セミナー終了後は、今回の招聘外国人研究者と天候にも恵まれた奈良の街を散策することができた。

最後に今回の国際シンポジウムの企画者として、日頃から学術活動においてお世話になっている立命館大学人文リサーチオフィス・法学部共同研究室の皆様ほか関係各位に心よりお礼を申し上げます。なお、本国際シンポジウムは、科学研究費・基盤研究(B)課題番号17330021「グローバル社会における民事手続法制度の継受と伝播 比較立法学の観点から」および「学術振興野村基金2008年度下期・国際交流招聘助成金」による研

国際シンポジウム・民事手続法の継受と伝播
はじめに(出口)

究成果の一部である。

国際シンポジウム事務局

出口 雅久